

令和7年度第2回岐阜県消費生活安定審議会 議事録
(岐阜県消費者教育推進地域協議会)

日時：令和8年2月17日（火）14：30～15：30
場所：オンライン

○出席委員名

大藪 千穂 (岐阜大学 副学長 教育学部教授)
大成 朋広 (岐阜新聞社生活文化部長兼NIE担当)
磯谷 太一 (岐阜県弁護士会消費者委員会委員長)
奥田 真之 (愛知産業大学経営学部教授)
澤田 敦 (中日新聞岐阜支社報道部長)
和田 摂子 (岐阜県立岐阜城北高等学校長)
伊藤 善紀 (全国農業協同組合連合会岐阜県本部副本部長)
熊倉 あけみ (岐阜県商工会女性部連合会副会長)
市川 元英 (岐阜商工会議所総務グループ長)
青木 喜与昭 (岐阜県卸売市場連合会長)
脇田 昌也 (岐阜県金融広報委員会委員)
小島 美紀 (多治見駅前商店街振興組合理事長)
水野 敬子 (岐阜市生活学校北ブロック会計)
熊田 あゆみ (長森南女性の会)
御子柴 慎 (消費者ネットワーク岐阜副代表)
朝倉 純子 (公募委員)
村橋 真喜子 (日本労働組合総連合会岐阜県連合会局員)

計 17 名

○議事

- (1) 令和7年度（上半期）消費生活相談状況報告
- (2) 岐阜県消費者施策実施状況報告（令和7年度実施状況及び令和8年度の重点施策）

○会議録（概要）

事務局	(開会あいさつ)
事務局	第26期審議会委員の会長の選出について、委員の互選により選出するものと説明。 会長を選出。
会長	職務代理者を指名。 議事録署名人を指名。

事務局	議事（１）令和７年度（上半期）消費生活相談状況報告 （資料に基づき説明）
会長	令和７年度（上半期）消費生活相談状況報告について、ご意見をお願いします。
委員	商品・サービスの分類については、PIO-NETの分類と同じものを使っている、ということでしょうか。
事務局	はい。PIO-NETの分類キーワードに基づいて集計をとっております。
委員	出前講座等で若年層が社会に出てアパートを契約する際のトラブルなどを説明することがありますが、商品・サービスの「レンタル・リース・貸借」について、以前からこのようなカテゴリーでしたか。 9ページでは振袖レンタルの相談事例があげられており、どのようなカテゴリーなのかと感じますが、以前からこのようなカテゴリーだったのでしょうか。
事務局	相談受付の際は、商品・役務別分類表に沿って登録を行います。集計時は、消費者庁が定める優先コードにより、ある程度まとまった分類で出力されるようになっています。そのため集計上この部分は非常に大括りになります。 今回の資料も、優先コードを使って分類しており、「レンタル・リース・貸借」の中には、賃貸アパート、レンタカー、不動産賃貸借、ベビー用品・介護用品のレンタル、レンタルビデオ、貸衣装等様々なものが含まれ、非常に広い分野の集計になっております。
委員	消費者庁が毎年公表している消費者白書について、全国の数字を整理し、出前講座等で活用することが多くあります。例えば、「岐阜県ではこのような状況だが、消費者白書ではこのようになっている」といった対比ができると、岐阜県で示される数字が意味を持つてくるのではないかと考えます。 集計や表記の方法について、消費者白書も参考にさせていただき、同じような分類で、同じ意味を持つ数字が拾えるような形にさせていただくことも、一度ご検討いただいた方がよいのではないかと思います。
事務局	国民生活センターの年度集計等を参考に、同じような形で作っておりますが、消費者白書との対比はこれまで行っておりませんでしたので、消費者白書との比較につきましては、今後の検討材料とさせていただきたいと思います。
会長	岐阜県の特徴が分かるようにするためには、定義が一緒でないといけないということですね。
委員	最近ではSNS上での投資詐欺といった事案が注目されています。これらは「商品一般」カテゴリーに含まれるというご説明をいただきましたが、投資詐欺というのは、経済的には「コンシューンプション（消費）」ではなく、「インベストメント（投資）」に分類されるものかと思います。しかし、架空の金融商品の購入という広い意味で捉えると、消費に関するトラブルとして、理不尽にお金を取られるという点から、「商品一般」に含まれるのは妥当かと考えております。 契約購入金額別相談件数の500万円以上1億円未満の区分は1件当たりの金額が大きい ため、このあたりに投資詐欺が含まれているのではないかと思います。

会長	500万円から1億円というのは幅が広すぎるので、詳しくわかるものがあるといいと思います。
委員	高校時代は、保護者も近くにおりますので、被害も少ないのではないかと思います。しかし、高校を卒業して18歳、19歳、大学に進学してからといった時期に被害が多いのではないかと感じております。その頃にきちんと意識を持ち、消費者として正しい買い物ができる子どもに育てたいと思いました。
会長	新しい情報が多く、難しい部分があると思いますが、高校・大学が最後の砦になってくるとかと思うので、ぜひお願いしたいと思います。
委員	29歳以下の理美容の相談が急増しているという点について、店舗でのトラブルなのか、SNS広告を通じて申し込んだことによるトラブルなのか、原因は分かるのでしょうか。昔からエステ産業自体はあると思うのですが、その上で、急増の背景に何か要因があるのでしょうか。
事務局	なぜ増えたのかという点につきましては、理由がよく分からないところがございます。ただ、実際に契約をされた方からの相談が多いということは間違いございません。可能性の話ですが、18歳を超えると契約ができるという形で、民法が改正され、比較的若い年齢からそのようなサービスを利用される機会が増えていることが背景として考えられます。それに沿って、相談も増えているのではないかと考えております。
会長	これは身体面に被害を受けたものと、その会社の倒産等により契約が履行されないものの両方が相談件数に含まれているということでしょうか。
事務局	はい。そのほかサービスが受けられないというような相談も非常に多いです。
委員	契約購入金額別相談件数の金額が大きいものについては、特に昨年、全国的にも被害額が拡大いたしました。SNSを通じた投資詐欺が中心で、これにより飛躍的に金額が増えたものと考えております。加えて、詐欺であると気付かず、何度も振り込んでしまうというケースもございます。 また、ロマンス詐欺については、岐阜県警でも防止に力を入れて取り組んでおりますが、SNS上で友達関係、さらには恋愛感情を含んだ関係になり、そこから投資や援助といった名目でお金を振り込んでしまうケースが増えております。最近、被害金額が増加している背景には、こうした事情があるのではないかと考えております。 引き続き、18歳・19歳の若者も含め、私どもは銀行協会に所属しておりますので、金融リテラシーの向上に向けて、今後も啓発活動を実施していきたいと考えております。
会長	ありがとうございました。お金関係についてはこれからロマンス詐欺とかも含めて多くなるかと思えます。
事務局	議事（2）岐阜県消費者施策実施状況報告（令和7年度実施状況及び令和8年度の重点施策） （資料に基づき説明）
会長	岐阜県消費者施策実施状況報告（令和7年度実施状況及び令和8年度の重点施策）について、ご意見をお願いします。

委員	資料2の5ページ、施策の柱3にある令和7年度実績、商品・サービスの安全性の確保に関するデータについて、令和7年度は4月から12月の実績値という時期的な要因があるのかもしれませんが、令和4年、5年、6年の実績値と比較すると、件数がかなり少ない数字になっているように見受けられます。これは例年、例えば1月から3月にかけて、取組が集中して行われるために、令和7年度の実績値としては現状この程度の数字にとどまっているものなのか、それとも、今年度特別な要因があってこのような数字になっているのか、その点について、もし分かれば教えていただきたいと思います。
事務局	消費生活用製品安全法に基づく立入検査、家庭用品品質表示法に基づく立入検査、電気用品安全法に基づく立入検査の令和7年度の実績値が、令和6年度の実績と比べて非常に少なくなっている点についてご説明いたします。数値が大きく異なっている理由といたしましては、令和7年度の国（消費者庁等）からの調査依頼通知の発出が、昨年12月12日であったためです。国への報告期限が令和8年4月末までとなっており、今後1月以降に調査件数が伸びてくる見込みです。そのため、4月から12月の時点の数字が少なくなっているという状況です。
会長	資料2の参考資料B、1ページの消費者教育副読本「おっと！落とし穴」について、昨年度からWeb版になっております。2ページのエシカル消費の普及啓発についてもこれに伴ってWeb版になりました。 この点について、データとしては取っていないかもしれませんが、これまで冊子として配布していたものがWeb版になったことに関して、先生方から使いやすさや使いにくさなど、何かご意見はありましたか。
事務局	使いやすい、使いにくいというお声につきましては、具体的にはまだ届いておりません。ただし、ICT教育の進展に伴い、学校でお使いいただいているタブレット端末で繰り返し学習できるようにという配慮から、Web版にさせていただいたところですが、一方で、未だに紙に印刷して使いたいという声もあり、今年度はPDF版もホームページに掲載し、より活用が進むよう工夫をしているところです。
委員	一部ですが、家庭科の先生方からタブレットは便利であるものの、手元に資料があると、卒業してからもパッと見られて良いという声が寄せられておりました。
委員	相談件数が非常に多かったということで、7,178件という数字が示されていましたが、押し上げ要因となったものが何か、その点についてもお聞きしたいと思います。 さらに、架空請求が多いと記載されておりますが、詐欺的なものに関しては「188（いやや）」では相談を受けにくいというご説明がありました。こういった架空請求等の場合には、実際どのように対応されているのか、その点についても教えていただければと思います。
事務局	まず、相談件数は昨年同期と比べて約2割近く増えておりますが、なぜ増えたのか、はっきりとした理由は分からない部分があります。 一つ原因として考えているのは、警察などが悪質なSNS詐欺に関する注意喚起活動を積極的に行っており、「怪しいメールや電話が来たら、家族、警察、消費生活センターに相談しなさい」といった助言をされていることから、そうした誘導によって相談が増えているのではないかという点です。 もう一つは、最近ではスマートフォンで簡単にAI検索、チャットGPTなどが利用できるよ

	<p>うになってきており、消費生活に関して分からないことをチャットGPTに尋ねる方が増えております。チャットGPT が解説した後、「詳しくは「188 (いやや)」に相談してください」といったコメントを付けることがあるようで、そうした案内を見て、当センターに連絡される方が増えているのではないかと考えております。</p> <p>ただし、消費生活センターは契約に基づいて損害を受けた場合について、事業者に対してどのように交渉すればよいかという助言を行うことはできますが、最初から詐欺を目的として財産的基礎を持たない犯罪集団が消費者からお金を奪った場合には、民事訴訟によって取り戻せる性質のものではございません。そのため、当センターとしても助言が難しく、非常に困っている状況でございます。</p> <p>警察が SNS 詐欺に関する注意喚起に力を入れて取り組んでおりますので、私どもも警察と連携し、引き続きその対策に力を入れて取り組むべきであると考えております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。今までさまざまな広報活動を行ってきたものが、知らないうちにといますか、チャットGPTに取り上げられ、それが相談につながっているという点は、興味深いと思いました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。相談対応の際には「188 (いやや) にかけての方がよい」という案内を入れなければならないと考えております。それがチャットGPTの回答にも入っていたということで、相談件数が増えてきているのであれば、それは一つの良い点なのかもしれません。</p>
委員	<p>細かい部分ではあるのですが、市町村の消費生活センターの設置という項目について、数値が23、22、21と記載されております。これは設置数が減ってきているということなのか伺いたいと思いました。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり減ってきている状況です。センターの要件というものが国で定められておりますが、この要件を満たさなくなったため、消費生活センターの形ではなく、消費生活相談窓口として対応する自治体が出てきているという実情です。</p>
委員	<p>それは、人口要件か何かによるものなののでしょうか。</p>
事務局	<p>開所の日時等に関する要件があり、常設の相談体制を確保することが難しい自治体が出てきております。例えば、巡回相談として週 1～2 回の開設にとどまるケースなどもあり、相談員の確保が困難であるという現状が、このような形で反映されている状況です。</p>
委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>犯罪者や迷惑商法のような手口というのは、次から次へと新しい方法を思いつき、いわば「いたちごっこ」のような状況が続いていると感じております。先ほどの動画も大変工夫されていると感じましたが、悪い意味で日進月歩と申しますか、手口の進化が非常に早い部分がありますので、それに対応した動画作成や対策の取り組みを、今後もぜひ進めていただきたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。啓発の仕方はすごく大事ですね。</p>
委員	<p>相談事例のことで、私自身も被害に遭いそうになったことがあり、ここで共有させていただきます。数年前に「自動ドア詐欺」と申しますか、自動ドア誘導型詐欺のようなもの</p>

	<p>のがありました。遠隔操作で自動ドアを勝手に開閉し、まるで故障したような状況を作り、5分後か10分後ぐらいに「自動ドアの具合はいかがですか」とセールスの人が来られました。その時に少し違和感を覚え、「専門の業者がおりますので結構です」と断りました。</p> <p>さまざまな詐欺があるので、皆さまも気をつけていただければと思います。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。皆さんからさまざまな情報をいただき、「こういうことがあるのだ」ということを知ることがまず大事だと思いました。</p>
委員	<p>令和7年度消費者施策の実施状況の中で、多くの出前講座が実施されていることも知らず、これからもっと知っていきたいと思いました。また、「岐阜まごのて通信」も今回初めて見ました。</p> <p>私は今、認知症ステップアップ講座を受講しており、学んだことを、身近にそういう方がいらっしゃる地域で少しでも生かせたらと思っています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。出前講座がまだ十分に浸透していないという点は、啓発や広報の仕方について県にも再検討していただく必要があると感じました。</p>
委員	<p>相談件数が非常に多いということを今日初めて知りました。また、若年層の理美容に関する相談がこれほど増えているとは驚きで、今後の対応が必要だと感じました。</p>
委員	<p>皆さんが共有してくださる情報は大変勉強になります。</p> <p>私は「まごのて通信」をプリントアウトし、社協や振興事務所、また自分の美容室にも掲示し、多くの消費者の目に届くようにしています。</p> <p>今回見せていただいた消費者カレンダーも非常に良いと思いました。相談窓口やクーリングオフの情報が分かりやすく、活用価値が高いと感じています。どのように手に入るのか教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>部数に限りはございますが、出前講座にお呼びいただいた際に、その場で可能な範囲で配布させていただいております。早めのお申し込みをお願いいたします。</p>
委員	<p>ありがとうございます。次年度は講座の利用も考えております。</p> <p>また、管内で飲食店の方が予約の無断キャンセルで大量の料理が無駄になったという事例が2件ほどありました。消費者トラブルとは少し違うのかもしれませんが、共有させていただきました。</p>
会長	<p>お店にとっては大変なことだと思います。情報共有ありがとうございました。</p>
委員	<p>初めての参加で大変勉強になりました。中学生でも脱毛する時代ですので、親がしっかり見ないと詐欺に引っかかるのではないかと感じます。金額も大きく、男の子でも脱毛する時代なので、今後も詐欺が増えるように思います。</p>
委員	<p>訪問販売はほとんどなくなったと思っていたのですが、最近在宅時間が増え、意外と「不要品はありませんか」や「屋根のずれを1,000円で直します」と名乗らずに家の前まで来る業者が多く驚いています。</p> <p>地域コミュニティの希薄化もあり、こうした相談がなくなるよう、地域に情報が届く予防策が必要だと感じました。</p>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。さまざまな形で手口が変わっていくということですね。また皆さんと情報共有していきたいと思います。多くのご意見をいただきありがとうございました。</p> <p>それでは本日の議事は終了とし、進行を事務局へ戻したいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>一点事務局から補足させていただきます。</p> <p>本日ご説明いたしました令和8年度予算につきましては、本議会において議決されて初めて成立するものでございます。そのため、現時点では予定であり、議会でご審議いただく内容であること、またその結果によっては変更となる可能性があることを、ご承知おきいただければと存じます。</p> <p>委員の皆さまには、大変貴重なご意見を多数いただき、誠にありがとうございました。今後の政策に、可能な範囲で反映させていただきたいと考えております。</p> <p>それでは、これにて本日の日程をすべて終了いたします。</p> <p>次回の開催は、先ほど申し上げました高齢者等見守りネットワーク協議会とあわせて、令和8年8月頃を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>